

神戸女子大学グローバル・ローカル研究会会則

(名称)

第1条 本会は、神戸女子大学グローバル・ローカル研究会（The Global-Local Studies Association of Kobe Women's University）と称し、事務局を神戸女子大学文学部国際教養学科共同利用室に置く。

(目的)

第2条 本会は国際教養分野の研究と教育を促進し、その成果を広く公開して研究・教育の向上を図り、併せて会員相互および内外諸学会との交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、講演会等の開催
2. 機関誌『グローバル・ローカル研究』（*The Global-Local Studies*）の発行
3. その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本学文学部国際教養学科専任教員および本学文学部国際教養学科学生、研究生および卒業生。
2. 賛助会員 本学文学部国際教養学科の元専任教員、その他本会が特に認めた者。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

代 表	1名
評議員	本学文学部国際教養学科に所属する全専任教員
運営委員	若干名
会 計	1名
監 事	1名
編集委員	若干名

1. 代表は本会を代表し、会務を統轄する。代表の選出は評議員の互選による。
2. 評議員会は本会に関する重要事項を審議し決定する。
3. 運営委員会は代表および本学文学部国際教養学科に所属する専任教員若干名と学生若干名がこれにあたり、運営委員会を組織する。運営委員会は、本会の事業の実施運営にあたる。運営委員会は年1回評議員会にて事業報告を行う。
4. 会計は運営委員のうち専任教員1名がこれにあたり、本会の財務を執行し、年1回評議員会にて監査を受けるものとする。
5. 編集委員会は機関紙の編集を行う。
6. 運営委員、会計、監事、編集委員は代表が任命し、評議員会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

附則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。